

道路側溝等への排水管接続に関する承認仕様書

1. 本工事は、宮城県土木工事共通仕様書によるほか本仕様書、および承認図面により完全に施工しなければならない。
2. 本工事施工にあたっては、本市産業建設部土木課の指示するところによる。申請者は、施工前に現地踏査(測量)を行い、工事内容と図面の確認をしてから施工すること。現地踏査後に疑義が生じた場合は、本市産業建設部土木課と協議すること。
3. 本工事施工中は、道路標識、標示板、保安柵および夜間における注意灯等の保安施設を設けるなど、交通の危険防止に努めるため、「道路工事現場における保安施設等の設置基準(平成 20 年 10 月改正)」を遵守すること。また、工所用資材工具等を路面上に放置してはならない。
4. 工事現場には監督責任者を常駐させ、道路の安全管理と適切な施工に努めること。
5. 本工事の完成にあたっては、ただちに完成届を本市産業建設部土木課に提出し、検査を受けなければならない。完成届には、位置図のほか、工事前・工事中・完成時の写真など、工事が設計図どおりであることが明示できる書類を添付すること。
また、本工事の完成にあたっては、あと片付けを十分に行わなければならない。
6. コンクリートの養生は、適切な養生方法をとらなければならない
7. 本工事施工箇所周辺の美化に努めること。(本工事前後に、施工箇所付近(土砂、泥、ゴミ等)の清掃を行うよう協力をお願いしたい。)
8. 本工事施工の際、第三者に損害を与えた場合は、申請者において解決すること。
9. 本仕様書に違反したときには、工事の中止、取りこわし、完全な施工を命じ、または承認を取り消すことがある。また、これら工事に要する費用はすべて申請者負担とする。
10. 本仕様書に明記していない事項について疑義が生じたときは、本市産業建設部土木課の指示に従わなければならない。